

事例番号:290023

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第一部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 4 日

11:00 破水のため紹介元分娩機関より当該分娩機関へ連絡の後、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 36 週 4 日

15:00 陣痛開始

18:59 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 4 日

(2) 出生時体重:2956g

(3) 臍帯血ガス分析(血液の種類不明):pH 7.322、PCO<sub>2</sub> 48.0mmHg、PO<sub>2</sub> 20.7mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 24.8mmol/L、BE -1.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 3 日 黄疸計測定値 17.4、光線療法開始

生後 4 日 血液検査:総ビリルビン 17.5mg/dL、光線療法終了

生後 5 日 黄疸計測定値 18.8、退院

生後 1 ヶ月 黄疸計測定値 17.5、皮膚色黄染あり

生後 4 ヶ月 頸定なし、追視なし、眼振あり

生後 6 ヶ月 頸部体幹低緊張、未頸定、四肢トーン(2+)、非対称性緊張性頸反射  
残存

生後 10 ヶ月 ABR 検査で I 波両側認めず、III V も分離不良、潜時延長あり

(7) 頭部画像所見:

生後 9 ヶ月 頭部 MRI で淡蒼球の信号異常(ビリルビン脳症の所見)を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈紹介元分娩機関〉

(1) 施設区分:助産所

(2) 関わった医療スタッフの数

看護スタッフ:助産師 1 名

### 〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、新生児ビリルビン脳症によるものと考えられる。

(2) 新生児ビリルビン脳症の発症時期を解明することは困難であるが、生後 3 日から 1 ヶ月の間と推定される。

(3) 後期早期産が新生児ビリルビン脳症の背景因子となった可能性が高いと考える。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は、一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 妊娠 36 週 4 日、入院時に分娩監視装置を 30 分間装着したことは一般的で

ある。

- (2) 妊娠 36 週 4 日の 11 時 15 分に分娩監視装置を装着した後、6 時間を超えて分娩監視装置を装着していないこと、および分娩第Ⅱ期に胎児心拍数の連続モニタリングを行っていないことは、一般的ではない。

### 3) 新生児経過

- (1) 光線療法終了後に血中ビリルビン値を測定せず、黄疸計測定値のみで黄疸の確認を行ったことは選択されることは少ない。
- (2) 光線療法終了後、血中ビリルビン値が再度上昇する可能性の高い時期に、血中ビリルビン値を測定せずに退院としたこと、またその 1 週間後に受診としたことは選択されることは少ない。
- (3) 退院後に黄疸計測定値が上昇している状態で血中ビリルビン値を測定せずに経過観察としたことは選択されることは少ない。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 紹介元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

- ア. 分娩監視の方法は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則して実施することが望まれる。
- イ. 新生児の黄疸について、経皮的黄疸計で高値を認めた場合や光線療法を実施した後は、血中ビリルビン濃度を測定する等、注意深く観察することが望まれる。

【解説】 新生児の高ビリルビン血症は核黄疸を来たす場合があり、高ビリルビン血症に対する治療および管理には十分な注意を払う必要がある。

### 2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

新生児黄疸の管理指針について、出生体重に基づく基準だけでなく、出生時の在胎週数を基にした治療基準を作成することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。